

# 佐久市青少年健全育成審議会 次第

日 時 令和4年5月23日（月）  
午前10時～

会 場 市役所南棟3階 大会議室

委嘱書交付

1 開 会

2 市長あいさつ

3 自己紹介

4 役員選出 会長 \_\_\_\_\_ 副会長 \_\_\_\_\_

5 あいさつ

6 会議事項

(1) 佐久市有害図書類等の規制に関する条例について

ア 経過について

イ 条例の概要について

(2) 有害自動販売機の設置状況について

7 その他

8 閉 会

令和4年度  
佐久市青少年健全育成審議会  
【資料】

日時 令和4年5月23日（月）

午前10時

場所 佐久市役所南棟 3階大会議室

# 佐久市青少年健全育成審議会委員名簿

任期:令和4年4月1日～令和6年3月31日

No.	役 職	氏 名	所 属 等
1		ほりうち 堀内 ふき	佐久大学 学長
2		たかはた かずひこ 高畑 一彦	弁護士
3		よだ ふみお 依田 文夫	佐久市区長会代表 (平根地区会長)
4		こまつ ともこ 小松 朋子	佐久市民生児童委員協議会代表 (副会長)
5		こむろ きよこ 小室 清子	パートナーシップ佐久代表
6		きうち かずあき 木内 和昭	佐久市少年センター育成推進協議会代表(会長)
7		いで けさやす 井出 今朝安	佐久市少年センター補導委員協議会代表(副会長)
8		せきぐち ふみこ 関口 文子	佐久少年警察ボランティア協会代表
9		たかの あきら 鷹野 晃	佐久市保育協会(会長) (小雀保育園長)
10		やまなか みか 山中 美佳	佐久市学事職員会代表 (望月中学校長)
11		いじま ゆみ 飯島 由美	佐久市内高等学校長代表 (岩村田高等学校長)
12		しらishi なみ 白石 奈美	佐久市PTA連合会代表(副会長)
13		やなぎさわ ゆうすけ 柳澤 勇介	書店商業組合佐久支部代表 (佐久支部長代理)(西澤書店)
14		なかざわ やすあき 中澤 泰明	佐久警察署(生活安全課長)
15		やなぎさわ れいこ 柳澤 礼子	佐久市中央公民館長
16		こしいし としえ 越石 俊江	識見者
17		さとう みちこ 佐藤 美智子	識見者

改正

令和4年3月24日条例第9号

佐久市有害図書類等の規制に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害な図書類等を規制することにより、市内の社会環境を整備し、青少年の保護及び健全な育成を図ることを目的とする。

(この条例の解釈及び適用)

**第2条** この条例は、前条に規定する目的を達成するためにのみ適用するものであって、これを拡張して解釈することにより、何人に対しても、その自由及び権利を不当に制限するようなことがあってはならない。

(定義)

**第3条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 小学校就学の始期から18歳に達するまでの者をいう。
- (2) 保護者 親権者、未成年後見人その他の者で青少年を現に監護する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌、文書、図画、音盤(録音テープを含む。)、写真、フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、ディー・ブイ・ディー、シー・ディー・ロムその他映像又は音声記録されているものをいう。
- (5) がん具類 がん具その他これに類するものをいう。

(市の責務)

**第4条** 市は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護する施策を策定し、及び実施するとともに、市民による青少年の健全な育成に関する活動を支援するものとする。

(市民等の責務)

**第5条** 市民は、青少年の健全な育成を図ることが市民に課せられた責務であることを深く認識し、相互に連携して、青少年を健全に育成するため、青少年を取り巻く社会環境の浄化に努めなければならない。

- 2 保護者は、青少年を健全に育成することがその責務であることを深く自覚し、青少年を常に温かい環境の中で保護し、及び教育するように努めなければならない。
- 3 何人も、その内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類を青少年に読ませ、見せ、又は聴かせないように努めなければならない。
- 4 何人も、その形状、構造又は機能が著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるがん具類を青少年に所持させないように努めなければならない。

(事業者の責務)

**第6条** 事業者は、その社会的責任を自覚し、青少年の健全な成長を阻害することのないように努めなければならない。

(図書類の販売等をする者の自主規制)

**第7条** 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、その内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の販売又は貸付けについては、他の図書類と区別し、青少年の目に直接触れないように、営業所内の容易に監視することのできる場所に専用のコーナーを設けるとともに、当該場所に青少年の購入、借受け、閲覧、視聴及び聴取を禁ずる旨の掲示をするように努めなければならない。

(自動販売機等の設置の届出)

**第8条** 自動販売機又は自動貸出機(以下「自動販売機等」という。)を用いて図書類又はがん具類(専ら児童の遊戯に供するものを除く。以下この条及び附則第2項において同じ。)の販売又は貸付けを営もうとする者は、図書類又はがん具類の販売又は貸付けをするための自動販売機等を設置

するときは、当該自動販売機等ごとに、販売又は貸付けを開始する日の20日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）
  - (2) 自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）
  - (3) 自動販売機等に収納する図書類又はがん具類の種類
  - (4) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号
  - (5) 販売又は貸付けを開始しようとする年月日
  - (6) 自動販売機等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）の氏名、住所及び電話番号
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項第6号の自動販売機等管理者は、規則で定める要件を満たした者であって、自動販売機等に収納されている図書類又はがん具類が次条第1項に規定する有害図書類又は同条第2項に規定する有害がん具類に該当することとなった場合に、直ちに当該有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等から撤去することができる者でなければならない。この場合において、自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営もうとする者が市内に居住する者であるときは、当該者が自動販売機等管理者を兼ねることができる。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、届出に係る事項に変更があったとき、又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があった日又はその廃止した日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 第1項の規定による届出をした者は、設置する自動販売機等の見やすい箇所に、その氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）を明確に表示しなければならない。前項の規定による変更の届出をしたときも、同様とする。

（有害図書類等の自動販売機等への収納の禁止、有害図書類等の撤去の命令等）

**第9条** 自動販売機等を用いて図書類の販売又は貸付けを営む者は、次の各号のいずれかに該当する図書類（以下「有害図書類」という。）を自動販売機等に収納してはならない。

- (1) 書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数が、20ページ以上あるもの又は当該書籍又は雑誌のページの総数の5分の1以上を占めるもの
  - (2) 卑わいな姿態等を被写体とした写真（印刷されたものを除く。）で規則で定めるもの
  - (3) カード、ちらしその他これらに類する印刷物であって、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものが印刷されているもの
  - (4) フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、ディー・ブイ・ディー、シー・ディー・ロムその他映像が記録されているもので、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものが合わせて3分を超えるもの又は当該場面の数が20場面以上あるもの若しくは総場面数の3分の1以上を占めるもの
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が、その内容の全部又は一部が次のいずれかに該当すると認めて指定したもの
    - ア 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの
    - イ 青少年の粗暴性又は残虐性を著しく助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの
- 2 自動販売機等を用いてがん具類の販売又は貸付けを営む者は、次の各号のいずれかに該当するがん具類（以下「有害がん具類」という。）を自動販売機等に収納してはならない。
- (1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であって、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
  - (2) 下着の形状をしたもの
  - (3) 使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱そ

の他の物に収納されている下着

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が、その形状、構造又は機能が著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めて指定したもの

3 市長は、第1項第5号又は前項第4号の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

4 自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営む者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具類が有害図書類又は有害がん具類に該当することとなったときは、直ちに当該有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等から撤去しなければならない。

5 市長は、第1項、第2項又は前項の規定に違反して自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納している者に対し、期限を定めて、当該有害図書類又は有害がん具類の撤去を命ずることができる。

(適用除外)

**第10条** 前2条の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている自動販売機等については、適用しない。

(審議会への諮問)

**第11条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、次条に規定する佐久市青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認められるときは、この限りでない。

(1) 第9条第1項第5号又は第2項第4号の規定による指定をしようとするとき。

(2) 第9条第5項の規定による命令をしようとするとき。

2 市長は、前項ただし書の規定により佐久市青少年健全育成審議会の意見を聴かないで指定又は命令をしたときは、その旨を速やかに佐久市青少年健全育成審議会に報告しなければならない。

(審議会の設置)

**第12条** 市長の諮問に応じ前条第1項に規定する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ青少年の保護及び育成に関する重要事項を調査審議するため、佐久市青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

**第13条** 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第14条** 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

**第15条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

**第16条** 審議会に幹事若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の事務について委員を補佐する。

(立入調査等)

**第17条** 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定する職員に、営業を行っている時間内に、図書類又はがん具類の自動販売機等の設置場所に立ち入り、当該自動販売機等を調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

**第18条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

**第19条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第1項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第9条第5項の規定による命令に従わなかった者
- (3) 第17条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をし、又は同項の規定による資料の提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出した者

(両罰規定)

**第20条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に自動販売機等を用いて図書類又はがん具の販売又は貸付けを営んでいる者は、第8条第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売又は貸付けを開始する日の20日前までに」とあるのは、「平成18年10月31日までに」とする。  
(佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(平成17年佐久市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

青少年育成推進員	8,000円			
----------	--------	--	--	--

を

青少年育成推進員	8,000円			
青少年健全育成審議会委員			6,500円	

」

に改める。

**附 則** (令和4年3月24日条例第9号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

改正

平成29年11月1日規則第31号

佐久市有害図書類等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、佐久市有害図書類等の規制に関する条例(平成18年佐久市条例第43号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

**第2条** この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(自動販売機等の設置の届出書等)

**第3条** 条例第8条第1項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 届出者の住民票の写し(法人にあっては、その法人の登記事項証明書)

(2) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図

(3) 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置及び自動販売機等に収納する物品について承諾していることを証する書類

(4) 自動販売機等管理者の住民票の写し

(5) 自動販売機等管理者が次条第3号及び第4号の要件を満たすことを証する書類

3 条例第8条第3項の規定による変更又は廃止の届出は、自動販売機等届出事項変更(廃止)届出書(様式第2号)によるものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、それぞれ当該各号に定める書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営む者(以下「自動販売機等取扱業者」という。)の氏名、住所及び電話番号(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)の変更 前項第1号に掲げる書類

(2) 自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の氏名、住所及び電話番号(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)の変更 前項第2号及び第3号に掲げる図面及び書類

(3) 自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号の変更 前項第4号及び第5号に掲げる書類

4 条例第8条第4項の規定による表示は、自動販売機等届出済証(様式第3号)によるものとする。

(自動販売機等管理者の要件)

**第4条** 条例第8条第2項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 未成年者でないこと。

(2) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。

(3) 条例に定める自動販売機等管理者の義務の履行に関し、自動販売機等取扱業者から一切の権限を付与されていること。

(4) 条例に定める自動販売機等管理者の義務を履行することを承諾していること。

(有害図書類等の基準)

**第5条** 条例第9条第1項第1号から第3号までに規定する規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)とする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

ア 大たい部を開いた姿態

イ 陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態

ウ 男女間の愛ぶの姿態

エ 自慰の姿態

オ 排せつの姿態

カ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの



- ア 性交又はこれを連想させる行為
- イ 強制性交等その他のりょう辱行為
- ウ 同性間の行為
- エ 変態性欲に基づく行為

2 条例第9条第1項第4号に規定する規則で定めるものは、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）とする。

3 条例第9条第1項第5号アに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (1) 男女の肉体の全部又は一部を露骨に表現し、若しくは描写し、正常な性的しゅう恥心を害し、又は卑わいな感じを与えるもの
- (2) 性交、自慰、変態性欲に基づく性行為その他の性行為を露骨に表現し、又は描写しているもの
- (3) せりふ、説明、口上、音楽等が正常な性的しゅう恥心を害し、又は卑わいな感じを与えるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、表現又は描写がこれらと同程度に青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

4 条例第9条第1項第5号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (1) 暴力をことさら讃(さん)美するような表現をし、又は描写をしているもの
- (2) 残忍若しくは陰惨な殺人、傷害、暴行等の場面又は拷問、私刑、虐待等による肉体的若しくは精神的苦痛を刺激的に表現し、又は描写しているもの
- (3) 殺人、傷害、暴行、強盗等の準備若しくは実行行為の手段若しくは経過を詳細かつ刺激的に表現し、又は描写しているもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、表現又は描写がこれらと同程度に青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

5 条例第9条第2項第1号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有する物品
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有する物品で、電動式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有するもの
- (3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させて人形となるものを含む。）  
(指定の公示)

**第6条** 条例第9条第3項の規定による指定の公示は、佐久市公告式条例（平成17年佐久市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

（立入調査員の指定）

**第7条** 条例第17条第1項の規定により立入り、調査等を行う者の指定は、佐久市教育委員会事務局及び教育機関の職員のうちから行うものとする。

（立入調査員証）

**第8条** 条例第17条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第4号）によるものとする。

（補則）

**第9条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

#### 附 則（平成29年11月1日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 佐久市内における有害自動販売機の撤去経過

	浅科		岸野		臼田		内山		合計		備 考	
	設置 台数	撤去 台数	設置 台数	撤去 台数	設置 台数	撤去 台数	設置 台数	撤去 台数	設置 台数	撤去 台数		
平成18年 3月 23日	「青少年保護育成条例の制定に関する請願」について採択											
5月 月上旬	1		9		10		7		27			
6月 13日	全 撤去	-1							26	-1	浅科地区 1 台撤去(全撤去)	
6月 27日	「佐久市有害図書類等の規制に関する条例」可決											
6月 28日					8	-2			24	-3	臼田地区 2 台撤去	
7月 下旬					7	-1			23	-4	臼田地区 1 台撤去	
8月 2日			7	-2					21	-6	岸野地区 2 台撤去	
9月 27日			5	-2					19	-8	岸野地区 2 台撤去	
9月 30日		全 撤去		-5					14	-13	岸野地区 5 台撤去(全撤去)	
10月 1日	「佐久市有害図書類等の規制に関する条例」施行											
10月 26日					5	-2			12	-15	臼田地区 2 台撤去	
10月 31日					3	-2			10	-17	臼田地区 2 台撤去	
	既存自販機等設置届提出期限								10/31まで届出4台 11/2に届出1台、11/7に届出2台 既存設置7台全て届出済			
11月 1日					全 撤去	-3			7	-20	臼田地区 3 台撤去(全撤去)	
平成19年2月25日							全 撤去	-7	0	-27	内山地区7台撤去(全撤去)	

※ 市内4か所27台設置されていた有害自動販売機は平成19年2月25日までに全てが撤去されました。

# 有害自動販売機を置かせない運動について

地域で目を光らせよう！

有害自動販売機NO！ 3ない運動を推進しよう！

設置

させない

利用

しない

放置

しない

ちょっと待って！土地賃貸借契約は慎重に！！

どんな業者か・何を売なのか・契約書の内容などをよく確認・交渉は家族も含めて

## 佐久市では「有害図書類等の規制に関する条例」が制定されています

佐久市内ではピーク時に4地区27台も設置されていた有害自動販売機も、地域の皆さんの「有害自動販売機を置かせない運動」や平成18年6月の条例制定により徐々に減少し、平成19年2月25日に全ての有害自動販売機が撤去されました。

これからも有害自動販売機を設置させないためには、地域の皆さんの「有害自動販売機を置かせない運動」が不可欠です。未来を担う青少年のために社会環境の浄化にご協力をお願いします。

### 条例の名称についている図書類とは？

書籍、雑誌、文書、図面、音盤（録音テープを含む）、写真、フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、DVD、CD-ROM、その他映像または音声記録されているものをいいます。

### 有害図書類とは？

全裸、半裸またはこれに近い状態での卑わいな姿態、性交またはこれに類する性行為を被写体とした写真、描写した絵や場面が条例で規定する基準を超えている図書類などをいいます。

お問い合わせは

〒385-8501 佐久市中込 3056 番地（佐久市役所南棟）

佐久市教育委員会 社会教育部 生涯学習課 青少年係

電話：0267-62-0671 FAX：0267-64-6132

メールアドレス：syogaigakusyu@city.saku.nagano.jp

# 佐久市有害図書類等の規制に関する条例（抜粋）

## 平成 18 年 10 月 1 日施行

※この条例は、目的を達成するためにのみ適用するもので、何人に対してもその自由や権利を不当に制限するものではありません。

### ○目的（第 1 条）

青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害な図書類等を規制することにより、市内の社会環境を整備し、青少年の保護及び健全な育成を図ることを目的としています。

### ○市の責務（第 4 条）

市は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護する施策を策定し、及び実施するとともに、市民による青少年の健全な育成に関する活動を支援します。

### ○市民等の責務（第 5 条）

#### ●市民の皆さんは

青少年の健全な育成を図る責務を深く認識し、お互いに連携しあって、青少年を取り巻く社会環境の浄化に努めましょう。

#### ●保護者の皆さんは

青少年を健全に育成する責務があることを深く自覚し、常に温かい環境の中で保護し教育に努めましょう。

#### ●何人も

著しく青少年の性的感情を刺激し、または粗暴性や残虐性を助長したり、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類やがん具類を、青少年の身近な環境に置かないようにしましょう。

### ○事業者の責務（第 6 条）

社会的責任を自覚し、青少年の健全な成長を阻害することのないように努めましょう。

### ○審議会への諮問（第 11 条）

有害図書類や有害がん具類を指定するときや、有害図書類や有害がん具類の撤去を命ずるときは、佐久市青少年健全育成審議会から意見を聴いて行います。

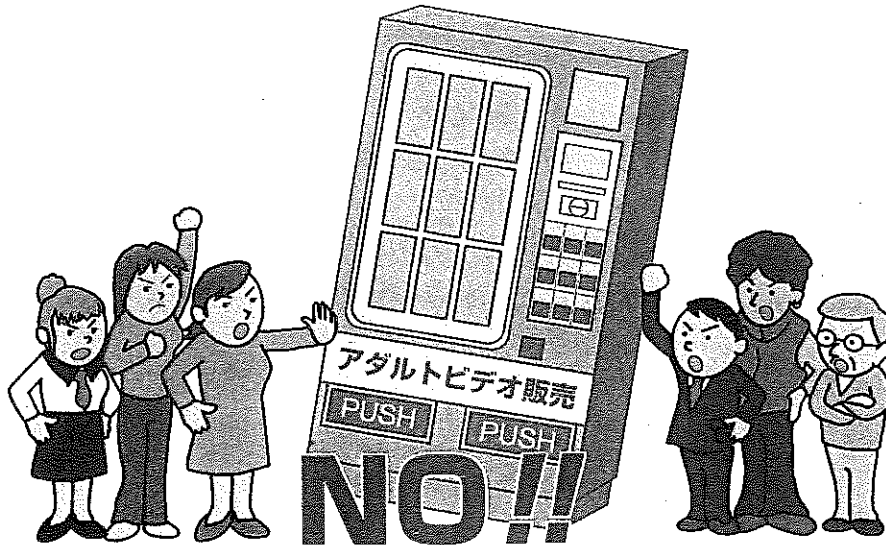
### ○立入調査（第 17 条）

条例施行のために必要があるときは、市が指定した調査員は立ち入り調査をして、関係者に質問したり、資料の提出を求めることができます。



# 佐久市有害図書類等の規制に関する条例のしおり

平成18年10月1日施行



※この条例で、青少年とは小学生以上18歳未満の者をいいます。

## ●条例の目的（第1条）

この条例は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害な図書類等を規制することにより、市内の社会環境を整備し、青少年の保護及び健全な育成を図ることを目的とします。

## ●市の責務（第4条）

市は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護する施策を実施することにより市内の社会環境を整備し、青少年の保護及び健全な育成に関する活動を支援します。

## ●市民の責務（第5条）

### 市民のみなさんは

青少年の健全な育成のために責任をもって行動し、お互いに連携しあって、青少年を取り巻く社会環境づくりに努めましょう。

### 保護者の皆さんは

青少年を健全に育成する責任があることを深く自覚し、温かい環境の中で保護し教育しましょう。

### 何人も

青少年の性的感情を刺激し、粗暴性や残虐性を助長したり、青少年の健全育成を阻害するおそれがあると認められる図書類やがん具類を、青少年の身近な環境におかないようにしましょう。

※この条例は、目的を達成するためにのみ適用されるもので、何人に対してもその自由や権利を不当に制限するものではありません。（第2条）

## ● 条例の名前に付いている図書類とは？ ●

### ● 図書類の定義（第3条）

書籍、雑誌、文書、図画、音盤（録音テープを含む）、写真、フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、DVD、CD-ROM、その他映像または音声記録されているもの。

## 有害図書類とは？

### ● 有害図書類等の基準（条例施行規則第5条）

全裸、半裸またはこれに近い状態での卑わいな姿態、または性交もしくはこれに類する性行為を被写体とした写真、または描写した絵や映像などが条例で規定する基準を超えている図書類（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む）をいいます。



## ● 図書類の販売等をする者の自主規制（第7条）

青少年にとって有害な図書類を販売又は貸付する場合は・・・

● 書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店等では、成人向けの本やアダルトビデオなど有害図書類を陳列しようとする時は、他の図書類と区別して、店内の監視の目が届く場所に置くように努力してください。

● 有害図書類等の陳列場所には、青少年が購入等できない掲示をしましょう。

## どのように陳列すればいいのですか？

有害図書類が一般図書類と混在して陳列され、立ち読み等による青少年への影響を避けるために・・・

- ・ 青少年が自由に出入りできないように、ついでに、壁等で仕切られた場所に設ける。
- ・ 内容が青少年にとって有害であるものは、紐で縛る、ビニール袋に入れるなどの方法で陳列してください。

## ● 自動販売機等の設置の届出義務（第8条）

● 自動販売機等で図書類やがん具類の販売や貸付けをしようとする者は、営業開始の20日前までに市長に届け出なければなりません。

● 届出に変更があった場合や、自動販売機等の使用を廃止した場合は、10日以内に市長に届け出なければなりません。

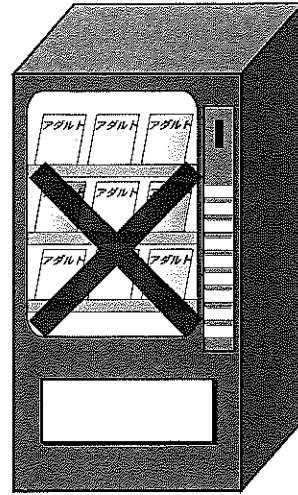
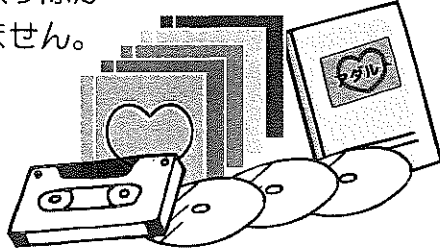


10万円以下の罰金

## 有害図書類・有害がん具類の自動販売機等への収納禁止

(第9条)

- 有害図書類や有害がん具類を自動販売機等に収納してはいけません。
- 自動販売機等に収納されている図書類やがん具類が有害の指定を受けた時は、直ちに自動販売機等から取り除かなければなりません。



撤去に従わなかった時  
10万円以下の罰金

## 有害図書類・有害がん具類の指定 (第9条)

- 青少年の粗暴性や残虐性を助長し、性的感情をはなはだしく刺激したり、健全な育成を阻害するおそれのある図書類やがん具類を、有害図書類と指定することができます。【個別指定】
- その他に下記のようなものは有害図書類となります。【包括指定】



### ☆☆☆ 有害図書類としてみなされるもの ☆☆☆

#### ①書籍・雑誌では

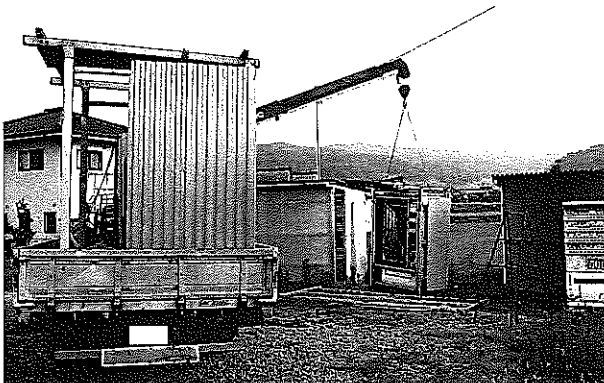
全裸、半裸、もしくはこれらに近い状態での卑わいな姿態または性交もしくはこれに類する性行為を被写体とした写真、または描写した絵を載せたページ(表紙を含む)の数が20ページ以上であるもの、または総ページ数の5分の1以上を占めるもの。

#### ②フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、DVD、CD-ROMでは

上記①と同じ卑わいな姿態等を描写した場面が全体で3分を超えるもの、又は20場面以上もしくは、総場面数の3分の1以上を占めるもの。

#### ③がん具類では

専ら性交または性行為の用に供する物品(おとなのおもちゃ)下着の形状をしたものや、包装箱等に収納されている下着で、使用済みの下着であると表示されているもの、またはそれと誤認されるもの。



(撤去中)



(撤去後)

条例を適正に施行していくために、審議会が設置されています。  
また、必要に応じて図書類やがん具類の自動販売機等の設置場所に  
立ち入り、関係者に質問したり資料の提出を求めることができます。

### 審議会への諮問（第11条）

- 有害図書類や有害がん具類を指定（個別）する時や、有害図書類や有害がん具類の撤去を命ずる時は、審議会から意見を聴いて行います。

~~~~審議会とは~~~~

青少年の保護及び育成に関する重要事項を調査審議します。

### 立入調査（第17条）

- この条例の実施のために必要があるときは、市が指定した調査員は立入調査をして、関係者から資料の提出を求めることができます。



調査の拒否、虚偽の陳述や資料を提出した場合10万円以上の罰金

### 指定の公示（条例施行規則第6条）

- 市は有害図書類や有害がん具類の指定（個別）をしたときは、市で規定する掲示場に掲示して市民にお知らせします。

## 条例制定の効果

平成17年の合併時には12台だった有害自動販売機が、平成18年の3月には24台に増え、ピーク時の5月には佐久市内4地区で27台となり、1年間という短期間に急増しました。

一方で地域の皆さんの「有害自動販売機を置かせない運動」や、平成18年6月の条例制定により、条例施行前の9月末日には14台にまで減少しました。

さらに、11月の始めには臼田地区の通学路に設置されていた7台すべてが撤去され、平成19年2月末には全ての有害自動販売機が撤去されました。

有害自動販売機を設置させないためには市民みなさんの運動が不可欠です。未来を担う青少年のために社会環境の浄化に努めましょう。

♡♡♡ 気軽に愛の声がけを ♡♡♡

声がけは笑顔のあいさつから 心が通じ合う声がけを

ユーモアは心の潤滑油 同じ目線で安心感を

さようならの言葉は、さわやかに

お問い合わせは

〒385-8501 長野県佐久市中込3056

佐久市教育委員会社会教育部 生涯学習課 青少年係

電話 0267-62-0671 FAX 0267-64-6132

メールアドレス: syogaigakusyu@city.saku.nagano.jp



市内に図書類等を収納した自動販売機が設置された場合



県内の有害自動販売機の設置状況

| 地 域 | 設置場所        | R2.11末 |     | R3.11末 |     |        |
|-----|-------------|--------|-----|--------|-----|--------|
|     |             | 設置箇所   | 販売機 | 設置箇所   | 販売機 | 市町村単位数 |
| 佐 久 | 小諸市 古城      | 1      | 2   | 0      | 0   | 0      |
| 小計  |             | 1      | 2   | 0      | 0   |        |
| 上 小 | 上田市 真田町長    | 1      | 3   | 0      | 0   | 0      |
|     | 上田市 真田町傍陽   | 1      | 3   | 0      | 0   |        |
| 小計  |             | 2      | 6   | 0      | 0   |        |
| 諏 訪 | 茅野市 玉川      | 1      | 2   | 0      | 0   | 4      |
|     | 茅野市 金沢      | 1      | 4   | 1      | 4   |        |
|     | 下諏訪町 樋橋     | 1      | 10  | 1      | 9   | 12     |
|     | 下諏訪町 樋橋     | 1      | 3   | 1      | 3   |        |
|     | 富士見町 富士見    | 1      | 13  | 1      | 13  | 13     |
| 小計  |             | 5      | 32  | 4      | 29  |        |
| 上伊那 | 伊那市 福島      | 1      | 8   | 1      | 8   | 10     |
|     | 伊那市 西春近     | 1      | 2   | 1      | 2   |        |
|     | 箕輪町 東箕輪北小河内 | 1      | 5   | 1      | 4   | 6      |
|     | 箕輪町 中箕輪木下   | 1      | 2   | 1      | 2   |        |
| 小計  |             | 4      | 17  | 4      | 16  |        |
| 松 本 | 松本市 芳野      | 1      | 1   | 0      | 0   | 0      |
|     | 安曇野市 明科七貴   | 1      | 8   | 1      | 8   | 8      |
|     | 生坂村         | 1      | 1   | 1      | 1   | 1      |
| 小計  |             | 3      | 10  | 2      | 9   |        |
| 長 野 | 須坂市 八町      | 1      | 5   | 1      | 5   | 5      |
|     | 坂城町 上平      | 1      | 4   | 1      | 4   | 4      |
| 小計  |             | 2      | 9   | 2      | 9   |        |
| 北 信 | 中野市 間長瀬     | 1      | 3   | 0      | 0   | 0      |
| 小計  |             | 1      | 3   | 0      | 0   |        |
| 合 計 |             | 18     | 79  | 12     | 63  |        |